

三芳町ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 電子入札の場合の手続（第7条―第23条）

第3章 郵便入札の場合の手続（第24条―第34条）

第4章 雑則（第35条―第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、法令及び三芳町契約規則（昭和39年規則第3号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、町（水道事業含む。）が発注する建設工事、調査、設計及び測量の業務委託並びに土木施設の維持管理の業務委託等（以下「建設工事等」という。）について、入札参加の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため、ダイレクト型制限付き一般競争入札（埼玉県電子入札共同システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイレクト型制限付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札書の提出後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査し、適格と認める場合に落札者とする入札（以下「ダイレクト入札」という。）をいう。
- (2) 落札候補者 入札書を提出した者のうち、有効な範囲内における最低価格提示者をいう。

（対象）

第3条 ダイレクト入札の対象は、設計額1,000万円以上の建設工事等であって、三芳町工事等業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に諮り、町長が指定する建設工事等とする。

（入札の実施方法）

第4条 ダイレクト入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札により行う。

2 前項の規定にかかわらず、ダイレクト入札を電子入札により行わない特別の理由があるときは、業者選定委員会の議を経て、第3章に定めるところにより郵便入札を行うものとする。

（入札参加資格）

第5条 ダイレクト入札に参加する者に必要な資格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 三芳町競争入札参加資格名簿に、案件に対応する業種又は業務で登載されている者であること。
- (4) 三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年告示第65号）に基づく入札参加停止措置又は三芳町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第74号）に基づく入札参加除外措置を、当該建設工事等の公告日から落札者決定日までの間、受けていない者であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工事又は業務の種類、規模等により案件ごとに定めるものとする。

（入札参加資格要件の決定）

6条 町長は、ダイレクト入札を執行しようとするときは、業者選定委員会に諮り、参加資格及び公告内容等について決定するものとする。

第2章 電子入札の場合の手続

（入札公告等）

第7条 入札公告は、電子入札システム及び所定の掲示場への掲示により行うものとする。

2 入札公告及びダイレクト入札関連書類の写しは、入札参加者が必要に応じて電子入札システムからダウンロードして使用するものとする。

（設計図書の配布）

第8条 入札参加希望者への設計書、設計図面、仕様書及び特記仕様書等（以下「設計図書」という。）の配布は、原則として、入札参加希望者が電子入札システムからダウンロ

ードすることにより行うものとする。

- 2 入札参加希望者は、電子入札システムから設計図書をダウンロードすることができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。
- 3 電子入札システムによる交付が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布（有料若しくは無料）することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

（設計図書に対する質問等）

第9条 配布された設計図書に対する質問は、入札公告に記載された期日までに、電子入札システムにより行うものとし、回答は、入札公告に記載された期日に、電子入札システムにより行う。ただし、入札公告に別に定めがある場合はこの限りでない。

（現場説明）

第10条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

（入札参加）

第11条 入札参加希望者は、入札公告に定める期間内に、電子入札システムにおいて当該案件に対し競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。
- 3 入札参加希望者は、やむを得ない理由があるときは、競争参加資格確認申請書の提出期限までに紙入札方式参加申請書を契約事務担当課あてに提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。
- 4 前項の申請書を提出し、町長の承認を受けた者は、入札に参加することができる。

（入札書等の提出）

第12条 前条の規定により入札に参加した者（以下この章において「入札参加者」という。）は、入札公告に定めるところにより、入札書、入札金額見積内訳書及び入札公告において指定した書類（以下「入札書等」という。）を、入札公告で定めた期間内に、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 入札参加者はやむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出することができる。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限までに、紙入札方式参加

申請書を契約事務担当課あてに提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 前条第4項の規定により承認を受けた入札参加者については、前項後段の規定は、適用しない。

4 入札参加者が入札書を提出しなかった場合は、入札に参加しなかったものとみなす。
(書面による入札書等の提出の手続等)

第13条 前条第2項の規定により書面により入札書等を提出しようとするときは、入札公告に定めた入札書の提出期間内に、契約事務担当課に封かんした入札書等を直接持参するものとする。

(入札保証金)

第14条 契約規則第7条第4号の規定に基づき、入札保証金は、免除する。

(入札書等の書換え等の禁止)

第15条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書等の管理)

第16条 契約事務担当課は、書面により受領した入札書等を、施錠できる保管場所において厳重に管理するものとする。

2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても入札書等の封筒を開封してはならない。

(入札の辞退)

第17条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札公告に定めた入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、第11条第3項及び第4項の規定により書面による入札書等の提出が認められた入札参加者にあつては、入札辞退届を直接持参又は郵送(郵送にあつては入札書等の提出期間内に到着するものに限る。)により契約事務担当課あてに提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

4 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を直接持参又は郵送(郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。)により契約事務担当課あてに提出するものとする。

5 入札執行者は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めないときは、

入札辞退届を受理しないものとする。

(入札の中止等)

第18条 入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

2 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 入札執行者は、入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(再度入札)

第18条の2 初度入札において、落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。ただし、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。

2 再度入札に参加できる者は初度入札に参加した者とする。この場合において、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格未満の価格の入札をした者

3 再度入札は1回まで行うことができる。

(不落時の取扱い)

第18条の3 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、随意契約とすることができる。

2 前項の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

(開札)

第19条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行う。

ただし、第12条第2項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる

場合は、入札執行者は、開札を宣言した後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録された入札書と電子入札システムにより提出された入札書を一括して開札するものとする。

(入札の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した入札
- (4) 入札金額見積内訳書又は入札公告において示したものを提出しない者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札(入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札
- (9) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 記名押印を欠くもの
 - イ 金額を訂正したもの
 - ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - エ 押印された印影が明らかでないもの
 - オ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたものの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第21条 入札執行者は、開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最低の価格をもって入札した者を第1落札候補者、2番目に低い価格をもって入札した者を第2落札候補者として決定した上で、落札決定を保留し、第1落札候補者から順次資格審査を行い、後日落札決定す

る旨を宣言するものとする。

2 入札執行者は、落札決定の保留を電子入札システムにより入札参加者に通知する。

(くじによる落札候補者の決定)

第22条 開札の結果、第1落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。ただし、総合評価方式を適用した場合は、この限りでない。

2 開札の結果、第2落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者いるときは、前項の例により、第2落札候補者を決定する。

(入札参加資格審査及び落札者の決定)

第23条 落札候補者は、入札参加資格確認申請書及び入札公告において指定した書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)について、提出の指示のあった日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に契約事務担当課に持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合はこの限りでない。

2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格確認申請書等を提出しないとき又は参加資格の審査のために必要な指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

3 入札執行者は、入札参加資格確認申請書類等の提出日を含め原則として3日(閉庁日を除く。)以内に審査を行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 入札執行者は、審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札決定通知書により落札者に通知するとともに、電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

5 入札執行者は、審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

6 落札候補者が審査の結果、参加資格を満たしていないと認められた場合にはその者がした入札を無効とし、新たに次の順位の落札候補者について審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

7 入札参加不適合通知書を受けた者は、当該通知を受けた日を含め2日(閉庁日を除く。)以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

8 落札決定までに、落札候補者が入札公告等に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

第3章 郵便入札の場合の手続

(入札公告等)

第24条 入札公告は、三芳町公告式条例（昭和25年三芳町条例第15号）別表に定める掲示場及び三芳町ホームページへの掲載により行うものとする。入札公告及び入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。

(設計図書の貸出し等)

第25条 設計図書は、原則としてコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととする。ただし、これらを利用できない者にのみ、印刷物の貸出しを行う。

2 設計図書の貸出し等の方法は、入札公告において明らかにするものとする。

3 設計図書の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。

(設計図書に関する質問等)

第26条 設計図書に関する質問のある場合は、入札公告に記載された期日までに、所定の様式により、入札公告において指定した方法で行うものとする。

2 質問に対する回答は、入札公告に記載された期日に、回答書をホームページにて閲覧に供する。

(入札書の提出方法)

第27条 入札に参加する者は、入札公告に定めるところにより、入札書等を入札公告に定めた期間内に、次の方法により郵送で提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 中封筒には、入札書を入れ、封印封かんの上、封筒の表面に、入札書在中及び入札に参加する者の商号又は名称を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、入札金額見積内訳書及び入札公告において指定した書類を入れ、封筒の表面に、「三芳郵便局留」と朱書きするとともにダイレクト型制限付き一般競争入札入札書在中と記載し、裏面に入札に係る工事又は業務委託等の件名及び入札者の商号又は名称、差出人住所を記載すること。

2 郵送先は三芳郵便局留とする。

3 入札書等の提出は、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で提出期間内に郵送先に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、いかなる理由があっても受理しない。

4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。

5 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れてはならない。

6 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

(入札書等の不受理)

第28条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

(1) 前条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等

(2) 入札公告に示す提出期間内に到着しなかった入札書等

(3) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(入札の辞退)

第29条 入札参加者は、入札書提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

2 第17条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による辞退において準用する。

(入札調書の作成)

第30条 契約事務担当課は、郵送された入札書をもとに入札調書を作成する。

(開札)

第31条 開札は、公開とし、入札公告に示す日時及び場所において開札するものとする。

2 開札時に入札参加者が立ち会わないときは、施行令第167条の8に基づき当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。その際入札調書に立会人の記名及び押印を行うものとする。

3 開札執行回数は、1回とする。

(入札の無効)

第32条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のないものがした入札

(2) 入札金額見積内訳書又は入札公告において示したものを提出しない者がした入札

(3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(4) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札(入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)

- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札
- (7) 次のいずれかに該当する入札書を提出した者がした入札
 - ア 記名押印のないもの
 - イ 金額を訂正したもの
 - ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - エ 押印された印影が明らかでないもの
 - オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - カ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(くじによる落札候補者の決定)

第33条 開札の結果、第1落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者の順序を決定するものとする。

2 開札の結果、第2落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、前項の例により、落札候補者の順序を決定する。

(電子入札の場合の手続の規定の準用)

第34条 第10条、第14条から第16条まで、第18条、第21条第1項及び第23条の規定は、郵便入札の場合の手続きに準用する。

第4章 雑則

(入札結果等の公表)

第35条 開札が終了したとき、及び落札者が決定したときは、速やかに、三芳町建設工事等に係る入札予定価格等の公表要領（平成10年告示第113号）第4条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(契約書等の提出)

第36条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から7日以内で指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
(契約の確定)

第37条 契約は、町長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第38条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第28号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事等については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第39条 入札参加者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第40条 入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことができる。

2 この要領に定めるもののほか、ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。